

武蔵野市ごみ集積所の設置、ごみ収集に係る運用等に関する基準

(趣旨)

第1条 ごみの収集を円滑かつ適正に行い、資源が循環して利用される都市づくりに資するため、ごみ集積所の設置基準、ごみ収集に係る運用基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ（事業者が排出するものを除く。）、資源ごみ及び危険・有害ごみをいう。
- (2) 集合住宅居住者等 武蔵野市（以下「市」という。）の区域内の集合住宅（武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（平成4年12月武蔵野市条例第46号。以下「条例」という。）第18条第1項の集合住宅をいう。以下同じ。）に居住し、又は当該住宅の管理若しくは所有をする者をいう。
- (3) 建築者等 条例第18条第1項に規定する建築者及び武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例第39号）第2条第1項第7号の開発事業を行う者をいう。
- (4) ごみ集積所 次のア及びイに掲げる施設におけるごみを排出する場所をいう。
 - ア 共同住宅又は長屋
 - イ 不特定かつ多数の者が利用する用途に供する建築物
- (5) ごみ置き場所 一戸建て住宅におけるごみを排出する場所をいう。

(ごみ集積所の設置基準)

第3条 条例第18条第1項並びに武蔵野市まちづくり条例第52条及び別表第2の7の部に基づくごみ集積所（以下「特定ごみ集積所」という。）に係る設置基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定ごみ集積所を設置する建築物（以下この条及び第5条において「建築物」という。）の敷地内の地上部分に設置すること。
- (2) ごみを収集する車両（以下「収集車両」という。）が容易に横付けできる場所に設置すること。この場合において、横付けする道路に防護柵、歩道等が設置されているときは、当該防護柵の一部の撤去、歩道の切下げ等の措置を建築者等の負担で行うものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、特定ごみ集積所に収集車両を横付けできな

いときは、ごみを収集することに支障が生じない十分な空間を当該ごみ集積所の周辺に確保すること。

- (4) 建築物の敷地内の奥まった場所に設置する場合には、当該敷地内に収集車両が乗り入れることができることとし、かつ、当該敷地内において収集車両が転回できる十分な空間を確保すること。この場合において、当該敷地の出入口にゲート等を設けるときは、3メートル以上の高さを確保すること。
- (5) まちの美観及び清潔さが保たれるように設置すること。
- (6) 鳥獣による被害及び不法投棄を防止する対策を施した構造とすること。
- (7) 建築物が住戸と事務所又は事業所とを併せて有する場合は、家庭系ごみ（当該住宅における日常生活に伴って生じたごみをいう。）と事業系ごみ（当該事務所又は事業所における事業活動に伴って生じたごみをいう。）とを明確に区別して排出できるよう、特定ごみ集積所を設置すること。
- (8) 特定ごみ集積所を建物内に設置する場合は、幅1メートル以上かつ高さ1.8メートル以上の開口部を設けること。
- (9) 建築者等は、ごみの収集時間（午前9時からごみの収集が完了するまでの時間をいう。以下同じ。）の間、特定ごみ集積所を開錠しなければならないことを考慮して、特定ごみ集積所の設計及び建築を行うこと。
- (10) 建築者等は、建築物を管理する会社等に第5条の運用基準その他の市の施策について、周知を図ること。

2 ごみ集積所の面積及び容積の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯用住戸 一戸につき0.2平方メートル以上かつ120リットル以上
- (2) 単身用住戸 一戸につき0.1平方メートル以上かつ60リットル以上
- (3) 事務所又は事業所 一事務所又は一事業所につき0.2平方メートル以上かつ120リットル以上

第4条 特定ごみ集積所以外のごみ集積所を設置する者は、当該設置にあたり、前条の設置基準を準用するよう努めるものとする。

（ごみ収集に係る運用基準）

第5条 条例第8条第1項に基づくごみ収集に係る運用基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 市によるごみの収集を利用する場合は、当該利用する日の5日前まで（年末年始の場合は、2開庁日前まで）に条例で定めるごみ収集届出書により、届け出るものとする。ごみ集積所又はごみ置き場所の位置を変更する場合も、同様とする。

- (2) 前号の規定による届出において、ごみ集積所又はごみ置き場所の位置は、当該届出に係る占有地内において1箇所のみとすること。
- (3) ごみの排出にあたっては、収集員が速やかに収集することができる状態にしたうえで、定められた収集日の午前9時までに第1号の規定により届け出たごみ集積所又はごみ置き場所に排出すること。この場合において、当該届出と異なる箇所にゴミが排出されていると判断し、ごみの収集を行わなかったときは、このことにつき市は責任を負わない。
- (4) ごみの収集時間の間は、ごみ集積所又はごみ置き場所の開錠をすること。

2 集合住宅居住者等は、建築物にごみの排出及び管理に関する責任者等を定め、市からの連絡、指導等に対応ができる体制を構築するものとする。

3 前項の責任者等は、入居者にごみの排出に関するルールを守ることを促し、ごみの分別及びごみの減量の指導に努めるものとする。

(汚泥の取扱基準)

第6条 市は、共同住宅若しくは長屋又は不特定かつ多数の者が利用する用途に供するごみ集積所を設置する建築物に設置されているディスポーザ設備の残さ物について、次に掲げる要件を満たす場合は、武蔵野クリーンセンターで燃やすごみとして処理するものとする。

- (1) ディスポーザ設備の排水処理システムの引抜汚泥で、ケーキ化（濃縮された状態をいう。）をし、含水率50パーセント未満に乾燥されたもの
- (2) 当該共同住宅等としての1回当たりの排出量が30キログラム以下で、収集日及び排出方法について事前に市に連絡があったもの

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。